

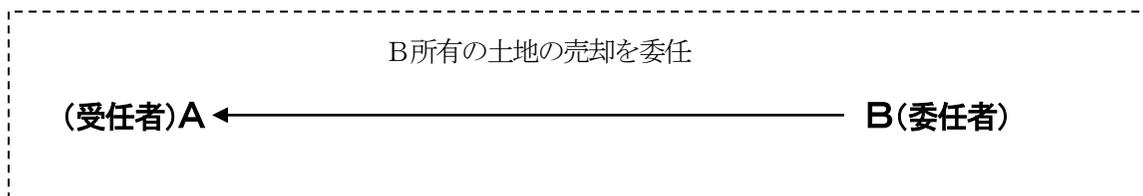
民法（債・親・相） 第10回 P359～P376



委任契約 P359～P362

1. 委任とは

委任とは、例えば、Bが自己所有の土地の売却をAに依頼するというように、当事者の一方が法律行為をすることを相手方に委託し、相手方がこれを承諾することによりその効力を生じる契約である。



原則: 受任者には委任者に対し報酬請求権はない

→無償・片務・諾成契約

例外: 特約で報酬請求を認めることができる

→有償・双務・諾成契約

2. 委任の効力

(1) 受任者の義務

①善管注意義務

受任者は**有償・無償にかかわらず**善良なる管理者としての注意をもって事務を処理する。

②受任者の自己執行義務

複委任は委任者の許諾またはやむを得ない事由がない限り許されない。

③報告義務・受取物引渡義務

(2) 委任者の義務

①報酬支払義務（特約がある場合）

②費用前払義務・・・受任者が事務処理費用を立て替えた場合には、立替費用償還義務発生

③損害賠償義務

→受任者の過失によらず受任者が損害を受けたときは、**委任者は自己の過失の有無を問わず**受任者に損害賠償義務を負う。

3. 委任の終了

(1) 無理由解除

各当事者は何時でも解除することができる（将来効）。

ただし、①相手方にとって不利な時期に解除したときや、②委任者が受任者の利益をも目的とする委任を解除したときは原則、損害賠償を有する。

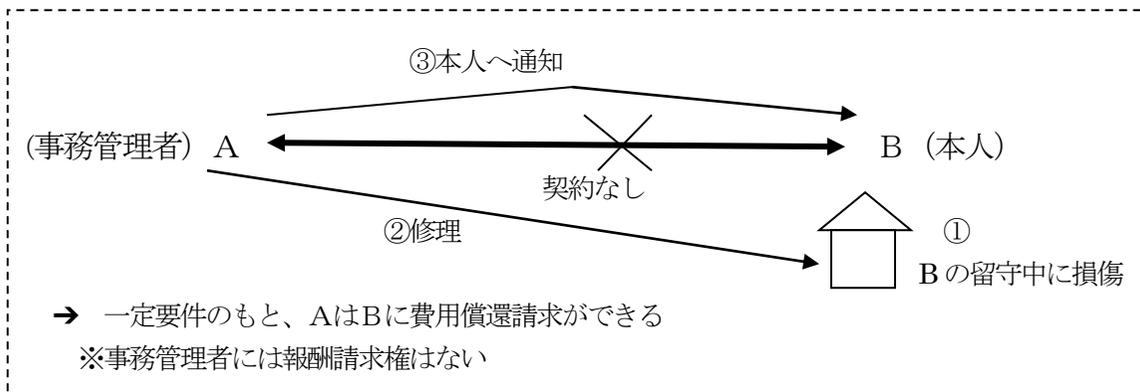
(2) 当事者の死亡・破産手続開始の決定、受任者の後見開始の審判による終了

委任者	死亡、破産手続開始の決定
受任者	死亡、破産手続開始の決定、後見開始の審判

事務管理 P367～P369

1. 事務管理とは

法律上の義務がないのに他人のためにその仕事（事務）を処理（管理）すること。



※緊急事務管理

本人の身体や名誉、財産に対する急迫の危害を避けるため、その事務管理をした場合を緊急事務管理という。**悪意・重過失でなければ、これにより生じた損害の賠償責任は負わない。**

例) 事故で出血し気絶しているBに対し、Bの着ている服の袖口を破り止血の応急措置をした。

2. 事務管理の成立要件

(1) 他人の事務を管理する

(2) 他人のためにする意思がある

→自分のためにする意思と他人のためにする意思が併存しても事務管理は成立する

(3) 法律上の義務がない

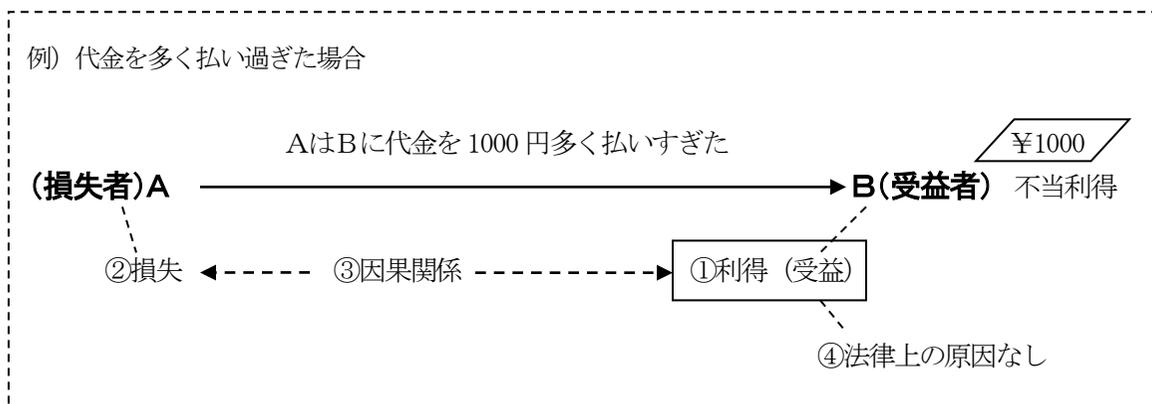
(4) 本人の意思・利益に合致しないことが明らかでない

不当利得 P370～P376

《不当利得とは》

法律上の原因なく他人の財産や労務によって利益を受け、それにより他人に損失を及ぼした場合、その利益を不当利得といい、損失者に返還しなければならない。

代金を多く払い過ぎた場合や、売買契約が無効や取消し、解除となった場合の商品や代金は不当利得となる。



《不当利得の成立要件》

不当利得が成立するには、以下の4つの要件を備えなければならない。

- ①他人の財産または労務によって**利益を受けたこと (受益がある)**
- ②そのために他人に**損害が発生したこと (損失がある)**
- ③受益と損失との間に**因果関係があること**
- ④**法律上の原因がないこと**

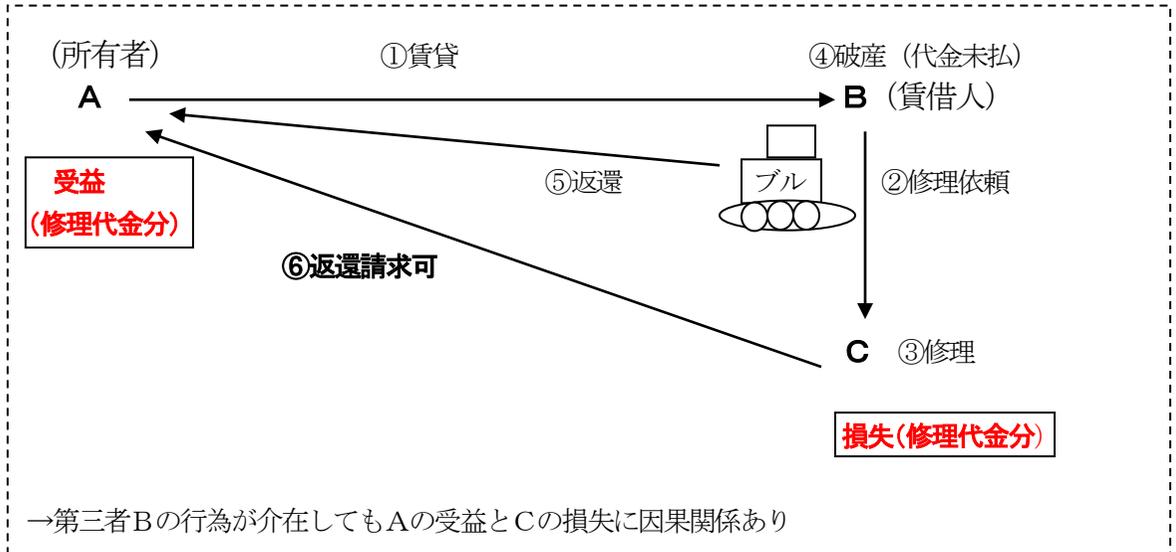
(1) 受益と損失との間の因果関係

- 社会通念上の因果関係があれば不当利得が成立する。よって、直接的な因果関係だけでなく第三者の行為が介入するなど間接的でも社会通念上、原因と結果の関係があれば因果関係が認められる。

転用物訴権

【ブルドーザー事件（最判昭45年7月16日）】 P372

修理業者Cは、A所有のブルドーザーを賃借しているBから依頼されてブルドーザーの修理をしたが、Bは倒産し無資力となり修理代金を払うことができなくなった。Cは、Bからブルドーザーの返還を受けたAに修理代金相当額の不当利得返還請求ができるか問題となる。

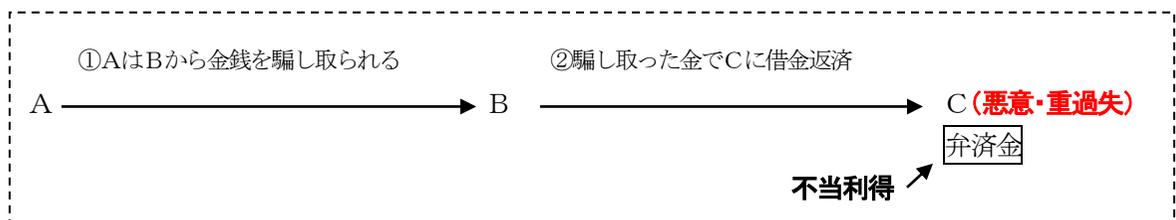


(2) 法律上の原因がないこと

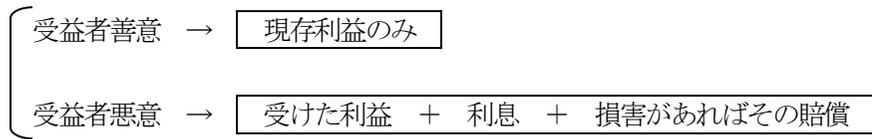
「法律上の原因がないこと」というのは、正義公平の理念から見て、当事者間において財産移動を正当化するだけの実質的・相対的理由がないことをいう。

騙取金による弁済

BはAから騙し取った金銭で、自己のCに対する債務を弁済した場合、AはCに不当利得返還請求できるかが問題となるが、判例は、**弁済された金銭が騙取金であることにつきCに悪意・重過失がある場合には、その金銭の取得は、Aに対する関係では法律上の原因がないとしている。**



《不当利得における返還範囲》

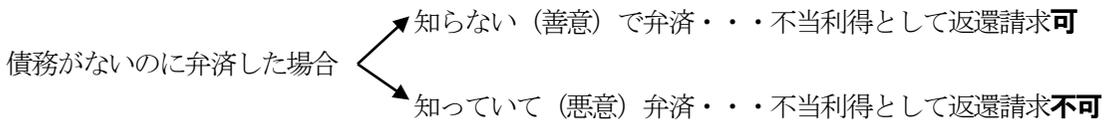


※受益の時点では善意であったが、その後に悪意となった場合の返還範囲

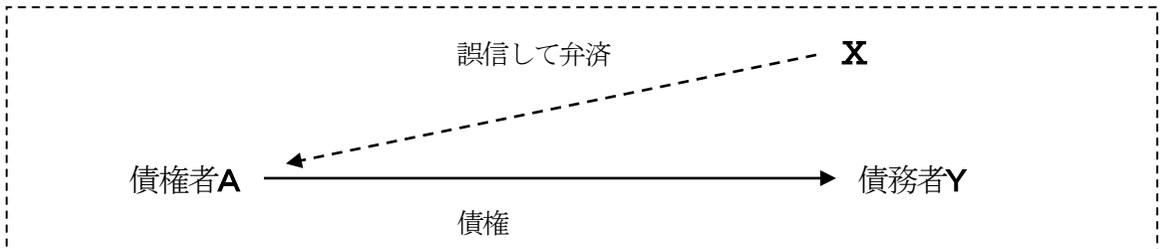
例) ビール1ケース(24本)が自宅へ配達され、10本飲んだ後に誤配であることを知ったが、そのまま残りの14本も消費した。➡ 悪意後に消費した分(14本)は返還しなければならない。

《不当利得の特則》

1. 非債弁済



2. 他人の債務の弁済



Xは、他人Yの債務を自己の債務と勘違いしAに弁済した場合、そのような弁済は無効で、弁済者XはAに不当利得返還請求ができる。

しかし、次のような場合は、有効な弁済としてAに不当利得返還請求ができなくなる。

債権者AがXによる弁済を「第三者による弁済」と信じ、

- ① 債権証書を滅失・損傷した場合
- ② 担保を放棄(例: 抵当権登記の抹消)した場合
- ③ そのまま放置していたところ、債権の消滅時効が完成した場合

ただし、弁済者は債務者に対して、求償権の行使はできる。

3. 不法原因給付（708条）

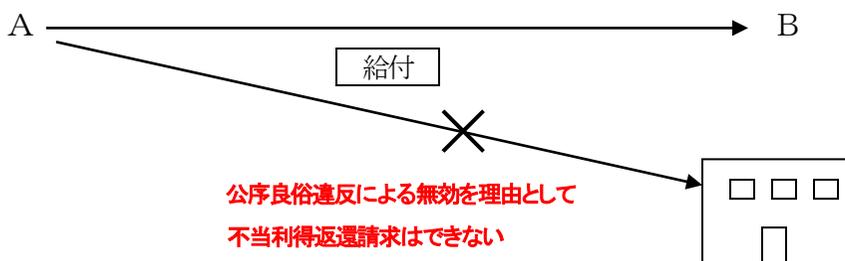
（1）意義

公序良俗違反など、不法の契約により生じた債権は無効であり、その債務の弁済として給付した物も不当利得となるはずである。しかし、民法708条では、不法な原因のために給付をした者は、クリーンハンズの原則に基づき、**その給付した物の返還を請求することができない旨を規定**している。このようなことを不法原因給付という。

例) 愛人関係維持のためにAは愛人Bにマンションを贈与した。その後愛人関係が破綻した。Aはマンションを取り返すべく、贈与契約の公序良俗違反を理由にマンションの不当利得返還請求はできない

②愛人関係破綻

①愛人関係維持のためマンション贈与



（2）「給付」の意味

不法原因給付における「給付」とは、相手方に終局的な利益を与えたことを要する。具体的には以下の通りである。

動産	引渡しのみで給付となる	
不動産	未登記不動産	引渡しのみで給付となる
	登記済不動産	引渡しだけでは足りず 登記の移転 が必要

（3）所有権に基づく返還請求権

給付者には708条により不当利得返還請求権は認められないが、公序良俗で無効により所有権が復活するとして、所有権に基づく返還請求権（物権的請求権）は認められないであろうか。

⇒（判例）不法原因給付によりAは不当利得返還請求できず、その反射的效果から、所有権はBに移転し、Aには復活しない。
したがって、Aは所有権に基づく返還請求権は行使できない。